

これから保育士に期待される専門性について

A study of future specialist nursery teachers in Japan

島田 ミチコ*

Abstract

In Japan associate nursery teacher ethics there is an index about the behavior of nursery teachers as a specialist. In this thesis #3 collaboration with guardians #8 responsibility of nursery teachers as a specialist was mainly considered.

With the declining numbers of children, increase in child abuse, specialist requirements for nursery teachers are further in need. We must change the attitude towards children.

キーワード：保育者の専門性 保育士倫理綱領 子育て支援

はじめに

2003年11月29日より、「保育士」は名称独占資格として、児童福祉法に規定される資格となった。保育士（保母）より遅れて生まれた社会福祉士（1986）や介護福祉士（1995）がすでに社会福祉の専門職として法定化されていたのは周知のとおりである。

2003年2月26日に全国保育士会より倫理綱領（表1）が採択されたとはいうものの、実際の運用にあたっては多くの問題点があると思われる。（保育学会では保育学研究倫理ガイドブックが来年出版される予定である）本論文において全国保育士会の倫理綱領の中の（3）保護者との協力、（8）専門職としての責務、について検討することを目的とする。

1. 保護者との協力について

1) 母親とのカウンセリングによって家庭環境の調整をはかることにより、集団の場面で子どもの行動に落ちつきを見るようになったケース

子どもは両親と小学1年の兄の4人家族。

父は36歳、大卒で会社員、母親の話では自己本位で、気むづかしい人。子どもにも拒絶的で、父親らしい接触を避ける場所があった。父親は家ではほとんど口をきかず、子どもと遊ぼうとしない。母親が父親に“子どもと遊んでやってほしい”と話しかけると、“家庭は休む場所だ、家の中まで気を

使っておれない、そんなことを言うのであれば家に帰ってこない”と言葉を荒げる。また、子どもが父にまつわりつく“うるさい！”と邪険に払いのけたり、子どもがうるさいから意識して帰宅を遅くしていた。このような父に、面接指導中、子どもは“馬鹿野郎”と父親のそばに近づき、父親の反応を見ていることがあった。しかし、父親はそれにも応じない。父親は、また母親に灰皿を要求し、灰皿がすぐ手元に運ばれてこない、母のもっとも嫌がるように、わざとジュースの上に灰を落とす。保育者と母親との話し合いの経過中、子どもの性格が明るく変わり、父に対して親和的な態度をとるようになってきた。しかし父親は以前の子どもの性格のほうが懐かしいと漏らしている。父方祖父は、子どもの当時の状態を見て、父の幼少期の性格とよく似ている。それ故、素質的なものではないかと見ている。これらの一連のエピソードから、父親はかなり偏った性格を具えていたと推測される。

母親は32歳、大卒、主婦、家の中が常に整理されていないと気がすまないところがあり融通性を欠く。自然な感情表現がとれず自分の気持ちを抑えていた。子どもとの関係も三人称的な関係で捉える傾向があることを面接場面で認めている。母親は面接者とも始めの頃は防衛的な構えを見せ、先に述べた父に関してのエピソードや家庭内の状況についてもあまり多くを語りたがらず、子どもの状態がよい方

* Michiko SHIMADA 教育学部教授

向に動き始めてから保育者との関係も安定かつ円滑なものになってきた。しかし、父と母との問題について、断片的、表面的にしか述べられなかった。保育者が母親に、戸外での遊びを経験するよう勧めたところ、母親はそれに応えて子どもを近所の同年輩の子どもと一緒に遊びに連れ出した。しかし、丁度肌寒い頃であったが、子どもが虫捕りに夢中になって川の中へ腰まで使っているのを見て、母親は風邪を引いてはいけないと思い、焚き火をして見守っていたとのこと。保育者の助言を字義通りにしか受け止めていないと同時に、母親の子どもに対する関わり方にどこことなく情性を欠いた不自然さが窺える。

兄は小学校1年生で母に似て他人の思惑を必要以上に気にする神経質な傾向を持っていた。父が遊び相手になってくれないことを不満に思い、時々父に“馬鹿”“ケチ”と攻撃的な言動を見せている。

なお、子どもの生育暦の上で問題になることに次のような諸点があげられる。乳幼児期を通じて身体発育については正常範囲であったが、生後7ヵ月頃よりカンシャクをおこし易かったこと、2歳過ぎになっても動作で意思表示をしていたこと、2歳8ヶ月の時に言葉の遅れ、爪噛みを心配して児童相談所へ通所しているなど、幼児期の初め頃より神経質な習癖や、情緒障害の傾向を具えていたと考えられる。

家族暦や子どもの生育暦を通して保育場面での問題行動に作用していた要因として次の事柄が挙げられる。

- (1) 父親の性格傾向の偏り
- (2) 母親の几帳面さ、潔癖、整理癖、融通性を欠いた養育態度によって母子関係は勿論のこと、両親の間にも問題があったといえる。

つまり、家庭における社会化の問題、すなわち、両親が備えていなければならない肯定的な属性についてのモデルが与えられていなかったと判断するものである。そこで、母親面接の目標として、

- (1) 子どもの精神発達の構造的な理解を計ること
- (2) 子どもの不適応の原因を家庭や保育場面で調整する仲介者 (Mediator) の役割を母親に取らせること
- (3) 母親としての役割遂行をめぐる精神的葛藤や困難についての理解を深め、このことを通して母親としての肯定的属性を具えるようにさせること

- (4) (3) で述べたことを解決するためにも父親が協力者となるように参加すること

以上の目標を上げ、子どもの経過を追って見た。面接指導、経過中の主な変化は、指導開始1ヵ月日は母親に神経質な干渉をひかえるように、また子どもを未成熟な発達段階にあるものとして、保護的な機能を持たせる方向に助言指導をした。すると子どもは、家の中を散らかしたままにして“片付けをしないで放っておいて欲しい”と母親のこれまでの生活パターンを批判したり、“だって、これしてから〇〇する”などと母親に抗弁するようになってきた。一方、母親に歌を歌ってほしいと甘えたりもする。ところが、子どもの甘え方は、自分が歌うと間違えるからと理由づけている。これは子どもらしい甘えの表現であるといえる。それに答える母親も予期せぬ子どもからの要求に戸惑いを示していた。母親は、その頃、子どもが理屈っぽくなった、行儀悪くなったといっていたが、反面、母親の養育態度の変化に対応して、子どもの様子が変わりつつあることも、何処かで認めていたようでもあった。

次いで、子どもは母親との関係が変化するとともに、兄との係わりが密になり、入浴や着脱衣の速さを競い、そのことを楽しむようになってきた。布団を敷く、風呂の掃除、水を張るなど兄と競り合いながら、母からの用事をするようになってきた。ただ、父の在宅中は、そのような動きは全く見せていなかった。

ところが、その後、父の帰りを期待したり、父の眼鏡をかけてみたり、着替えの仕草をまねたりなど、父を採り入れた行動を活発に見せるようになってきた。(5歳5ヵ月)

家庭内での対人認知の変化 (母→兄→父) が見られるようになってから次第に近所の子どもと交渉を見せるようになってきた。家では、母親にしきりと“お利巧といって欲しい”、行儀よくしていたから“びっくりした”と云ってと催促していたのもこの頃であった。

年長クラスの一学期末、つまり、5歳10ヵ月の頃には、他児が鉄棒遊びをしているのを見て、母に手伝ってもらいながら、その遊びを習得しようとしていた。なお、それまでに、子どもの遊びの興味は、自転車→なわとび→鉄棒へと変化していた。

6歳の頃には、子どもの生活空間は屋外に求められるようになり、幼稚園から帰っても、片付けをせ

ず、友人宅へ遊びに出かけている。また、生活空間の広がりや、夏休み中の経験をクラスの中で発表できたことなどからもはっきりと捉えることが出来る。

2. 保育士の専門職としての責務

2003年11月29日より、「保育士」は名称独占資格として、児童福祉法に規定される資格となったが、それに伴い、対人援助職として、守秘義務や信用失態行為の禁止など罰則も規定され、これまでの保育士とは違った責任の重みと機能を明示されるようになった。

保育士の業務は、「子どもの保育」と「保護者への指導」の二つであることが明示され、保育士は子どものケアワーカーとしての機能と共に、保護者や家庭（①保育所に入所している子どもの保護者・家庭、②地域で子育てしている保護者・家庭）への保育ソーシャルワーカーとしての機能が求められるようになってきた。そのために、ソーシャルワークやカウンセリングの基本を取り込みながら「子ども・家庭支援」の担い手として、専門性を高めていく必要がある（増田 2004）¹⁾。

保育者の専門性として、子どもの発達理解、カウンセリングマインド、発達に即した指導計画を立て、環境を通して実践していくことを岸井（2003）²⁾はあげている。その中でも特に母親へのカウンセリングを特化した相談室として、三沢（2003）³⁾の「お母さんのカウンセリングルーム」を紹介する。

1) カウンセリングルームにおける母親相談

「お母さんのカウンセリングルーム」は昭和40年に開設され民間の相談室としては草分け的な存在であった。母親向けの相談と老人介護の相談を無料で、しかも普通1コマ1時間以内で行われる相談とは異なり、1コマ2時間とかなりじっくり時間をかけて聞く、という体制がとられていた。その当時、密室での育児相談が十分認識されていない時代であったが、予想に反して老人介護の相談より母親相談のほうに殺到し予約は常に満杯だった。主な相談内容は平成10年度の集計では夫婦の問題が23%、子どもの問題が30%、自分の問題が32%、医学的問題

が15%という割合であった。相談室が新設された当初は子どもの問題が4割を占めていたことに比べると、かなり親自身の問題を中心とした相談が多くなってきたといえる。この母親相談の特徴は次のようである。

(1) 予防的な役割

母親が相談に来るきっかけは、子どもの問題であることが多いが、2時間をかけてじっくりと話を聞いてみると、その背景には必ず母親自身が抱えている問題や、夫婦あるいは家族の問題がある。そこで、まずは母親自身が抱えている問題を解決する方向で相談を進めていくと、結果として子どもの問題も自然に解消することが多かった。そのことが徐々に浸透してか、子どもの問題が深刻化する前に、家族の問題や自分の問題を解決するために来談する母親が増えていった。子どものしつけや教育の悩み、離婚問題を中心とした夫婦間の問題、母親自身の職場復帰や近所付き合いの問題など、母親自身が抱えている問題を解決するために早期に来談することで、子どもにまで問題が及ぶのを未然に防ぐことができる。また、子どもが小さいほど、その問題解決も速やかであることをこの相談室で改めて実感した。

(2) 精神的・心理的問題への対応

身体的な問題に比べて精神的・心理的問題に関しては、それが客観的に見えないだけに、つい深刻化するまで棚上げにする傾向がある。また、実際に育児ノイローゼやうつ状態になって病院などについても、薬を処方されたばかりであり話を聞いてもらえなかった、という不満も聞く。そういう人々が気軽に相談に来られる場として、このような相談室は是非とも必要と思われた。2時間じっくり話を聞けば、1～3回ほどで解決する問題がほとんどで、また、それ以上に深刻なケースについては、病院、クリニック、心理相談室などの専門機関を紹介することもあった。

(3) 他機関とのネットワーク

専門の相談機関や医療機関への紹介以外にも、離婚のための相談室や、孤立した母親への子育て支援グループへの紹介など、さまざまな他機関と連携が広がった。また、母親講座の講師や保育園、児童館、保健所等などの研修を行うなど、公的機関との連携

1) 増田あゆみ これからの保育士に期待する専門性と倫理 2004 保育年報 全国保育協議会編 p52-62

2) 岸井慶子 保育の現場から保育者の専門性を考える 2000 発達83 ミネルヴァ書房 p16-21

3) 三沢直子 母親へのカウンセリング 2003 発達94 p81-87

も多くなった。一方、この相談室自体が他の法律相談・生活相談・老人介護相談を担当する、弁護士や家庭裁判所長定員、ソーシャル・ワーカーなどと必要に応じて連携することも可能であった。たとえば、心理相談で離婚の決意がついた時点で、法律相談や生活相談に切り替えたり、逆に、離婚のための法律相談を受けていた人が、子どもに問題が生じたためにこちらの相談を受けに来たり、ということもあった。そのように相談内容に応じて多様な連携が有効であることも、この“お母さんのカウンセリング・ルーム”を通じて学んだ。

2) 親を支える子育て支援

昨今、核家族、少子化が進む中で子育てのあり方も変化してきている。親からの子育ての伝承がないまま、近隣に子育ての相談相手も見つからず、密室での育児に疲れはて、ストレスがたまっている親が増えてきている。その結果、過干渉になったり、その逆に放任になったり、拳銃のはて虐待に走ってしまうケースも増加している。このような社会現象とともに、父親の子育てや家事に対する非協力的な態度や夫婦間に問題を抱えているなど、母親の居場所がなかったり、相談する仲間も得られず、孤立した状況におかれている場合が多い。こうした親を支えるためにも子育て支援の必要性がますます強くなってきている。

<保育所に入所している子どもの保護者に対する支援>⁴⁾

①保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関係の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。

- ・連絡ノートや送迎時などを通して子どもの言動や心身の成長を伝え、日々のコミュニケーションを図る。
- ・あらゆる行事を通して子どもの様子や課題を伝えるとともに保護者の気持ちや悩みを直接聞き取る機会としたり、保護者同士の交流の場なるよう、保護者支援の視点から工夫が求められる。
- ・保護者の自主的活動には、交流を促し子育てを支え合う視点から支援をする。
- ・担任が全て対応するのではなく、主任・施設長

が対応する必要がある。相談を傾聴することを基本とし、保護者の心情を捉え理解、共感し助言する。

②保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

- ・保育方針や保育課程、日々の保育の意図など伝達と説明を行う。
- ・相互の意思疎通の積み重ねにより信頼関係の構築をはかる。

③保育所において、保護者の仕事と子育ての両立などを支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児、病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努めること。

- ・常に子どもの福祉の尊重を念頭におく。延長保育・夜間保育・休日保育や特に病児、病後児保育においては受け入れ体制やルールを十分説明し、子どもの負担が少なくリスクが生じないよう配慮すること。

④子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携および協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

- ・保護者、主治医や関係機関との連携を密にし、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受ける。
- ・保護者に対して障害に対する正しい知識や認識が出来るように支援する。

⑤保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて、個別の支援を行うよう努めること。

- ・保育士の業務として、その知識・技術やそれを提供するための倫理的事項について明確化、体系化することが必要。
- ・保育の知識や技術に加えて、ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用する必要がある。
- ・情報収集と分析、援助方法や手段の選択等を行う。収集する情報例は保護者の意向や思い、家族の状況、関わりのある社会資源等、子どもの発達や行動の特徴、生活リズムや生活習慣、送

4) ミネルヴァ書房編集部 保育所保育指針・幼稚園教育要領—解説とポイント— 2008 ミネルヴァ書房 p214-223

迎時や連絡帳の記述に見られる親子関係等をあげることが出来る。

- ・他の機関と連携すると共に、作成された援助計画や記録を活用し、組織として子どもや家族を援助する体制づくりが重要となる。また、援助者となる保育士を施設長、主任、他の保育士等が役割分担を行いながら支える。

- ⑥保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護指導対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。
- ・保育所と保護者との間で意向や気持ちにずれが生じたり、対立が生じかねない。常日頃、保護者との接触を十分にいき、ソーシャルワークの機能を念頭において、関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して支援を行う。そのことが保護者の養育に変化をもたらし、虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げる。

＜地域における子育て支援＞⁴⁾

- ①保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努める。

ア. 地域の子育ての拠点としての機能

- (ア) 子育て家庭への保育所機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）
- (イ) 子育て等に関する相談や援助の実施
- (ウ) 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進
- (エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

イ. 一時保育

- ・保育所が所在する地域の特徴や保育所自体の特徴を踏まえて支援を行うことが重要である。
- ・ソーシャルワークの原理を踏まえ、保護者の受容、自己決定の尊重、個人情報保護等重要である。
- ・地域の子育て支援には2つの機能がある。1つは、地域の子育ての拠点としての機能（①保育所機能の開放—施設及び設備の開放、体

験保育 ②相談や援助の実施 ③交流の場の提供及び交流の促進 ④情報の提供）、2つは、一時保育である。

- ・具体的なプログラムとしては、親子遊び、離乳食作りや食育に関するさまざまな育児講座や体験活動、給食の試食会などがある。
- ・安心して利用できる環境作りを行う。

- ②市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。

- ・市町村のほか地域の関連機関は次のものがある。

児童相談所、福祉事務所、保健センター、養育センター、小学校、中学校、高等学校、児童委員、つどいの広場、児童館、家庭的広場、ベビーシッター事業、ファミリーサポートセンター事業、関連 MPO 法人

- ・地域の子育て力向上への寄与として「児童ふれあい交流事業」や保育体験など、次世代育成支援の観点から支援をする。

- ③地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など、関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。

- ・地域における関係づくり及び問題発生予防と早期対応として、保護者や地域の人々と子育ての喜びを分かち合い、子育てや保育に関する知恵や知識を交換し、子育ての文化や子どもを大切にする価値観等を共に紡ぎだしていくことも保育所の大切な役割である。

- ・地域の子どもや子育て家庭を巡る諸問題の発生を早期に予防し、その解決に寄与することも大事な役割である。

3. 保育士としての今後の課題

国家資格としての保育士の資格を有して職場に赴いても、すぐさま専門職としての働きが出来るとはかぎらない。また、保育所での勤務年数が長い保育士は、職務になれており、流れるように仕事をこなしていくが、マンネリ化と共に、事務的な仕事振りを見せることが多々ある。このような保育士は適切な現実吟味力を持ち合わせておらず、まわりの環境や空気が読めないのである。何か気になることが発

表1 全国保育士会倫理綱領⁵⁾

<p>すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。</p> <p>私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。</p> <p>私たちは、子どもの育ちを支えます。</p> <p>私たちは、保護者の子育てを支えます。</p> <p>私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。</p> <p>(子どもの最善の利益の尊重)</p> <p>1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。</p> <p>(子どもの発達保障)</p> <p>2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活が出来る環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな差立ちを支えます。</p> <p>(保護者との協力)</p> <p>3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。</p> <p>(プライバシーの保護)</p> <p>4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知りえた個人の情報や秘密を守ります。</p> <p>(チームワークと自己評価)</p> <p>5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上えお図ります。</p> <p>(利用者の代弁)</p> <p>6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。</p> <p>また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と捉え、行動します。</p> <p>(地域の子育て支援)</p> <p>7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。</p> <p>(専門職としての責務)</p> <p>8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。</p>

生すると動じてしまい、普段の仕事が出来にくくなる。また、悩みや心配事がある場合、内的な葛藤に巻き込まれてしまい、認知したり、思考した行動が出来なくなる。このような保育士に対するケアをどのようにしていくかは、保育の質を高める上でも重要な課題といえる。

保育士の専門性について、知識や技能の習得はもとより、豊かな人間性が問われている中で、知識や技能は学習しだいでカバーできる点が多いが、人間性については簡単に身につくものではない。これは保育者の過去の生活経験が反映されると思われるが、保育の場面でも、子どもが保育士の思いと異なった行為を見せても許容するといった忍耐を重ねることにより保育者自身の人間性を高めることにつながっていく。そのことにより、子どもとの関係が

より深いところでつながっていくようになる。保育者と子どもの信頼関係が一層増していく中で、子どもにも変化が現れてくることを保育者が気づき、認識できれば一段と人間性を磨くことにつながるであろう。保育者の専門性について、鯨岡（2000）は、「保育者の専門性は知的専門性にのみとどまってはならず、いわば“感性的専門性”とでもいえるべきものがそこに含まれねばならないのではないのでしょうか⁶⁾」と述べている。

<参考文献>

- ・秋田喜代美 保育者のライフステージと危機 2000 発達83 ミネルヴァ書房 p48-52
- ・秋田喜代美 これからの保育者の専門的資質とその育成 2009 全国保育士養成協議会 第48回研究大会 基調講演

5) 柏女霊峰監修、全国保育士会編 全国保育士会倫理綱領ガイドブック 2004 社会福祉法人全国社会福祉協議会

6) 鯨岡 峻 保育者の専門性とは何か 2000 発達83 ミネルヴァ書房 p53-60

- ・大豆生田啓友 保育の場における「子育て支援」を考える 2003 発達94 ミネルヴァ書房 p42-49
- ・柏女霊峰、小川益丸、御園愛子「全国保育士会倫理綱領」と私たちの実践 保育の友 2003 8月号 第51巻 第10号 p10-26
- ・柏女霊峰 保育士の責務と倫理 2003 保育士だより 第193号 全国社会福祉協議会・全国保育士会 p2-7
- ・森上史朗 保育者の専門性・保育者の成長を問う 2000 発達83 ミネルヴァ書房 p68-74